

【確認申請についてのQ&A】

令和元年(2019年)7月19日時点

No.	事項	施設類型	照会内容	回答内容
1	確認申請 全般	全類型	様式0の提出は確認申請において必須ですか。	必須です。
2	確認申請 全般	全類型	現時点では無償化の対象児童がいないため、確認申請は不要と認識していますが、確認申請書類の提出は必要ですか。	現時点で対象児童が存在しない場合であっても、今後保育の必要性の認定を受けた無償化の対象者(市民税非課税の3号認定こどもの保護者等)が利用する可能性を踏まえ、現時点で提出いただくのが望ましいです。(※無償化には確認申請がなされていることが必須となりますのでご注意ください。)
3	確認申請 全般	幼稚園	預かり保育事業(1号認定の預かり)を実施していますが、どの様式で提出したらいいですか。	様式3をご提出ください。
4	確認申請 全般	認定こども園 保育所	病児保育事業(体調不良児対応型)を実施していますが、確認申請の提出は必要ですか。	病児保育事業(体調不良児対応型)については、確認申請の提出は不要です。
5	確認申請 全般	認定こども園	認定こども園で実施している「一時預かり事業(一般型、幼稚園型)」については、どの様式で作成すればいいですか。	一般型については、確認様式4(一時預かり事業)で作成してください。幼稚園型については、確認様式3(預かり保育事業)で作成してください。
6	確認申請 全般	企業主導型保育 事業	現在、0-2歳児を通常預かっており、一時預かりで5歳児まで預かっています。この場合、無償化対象になる事業はありますか。また、確認申請書類の提出は必要ですか。	一時預かりの部分が対象になる可能性がありますので、確認申請書類の提出をお願いします。
7	確認申請 全般	企業主導型保育 事業	企業主導型保育事業としては、確認申請は不要となっているが、一時預かり、病児保育を実施している場合は、別途市への確認申請は必要ですか。	市に「児童福祉法第34条の12及び第34条の18の規定による届出書」を提出されている事業であれば、確認様式4(一時預かり事業)または、確認様式5(病児保育事業)での確認申請が必要ですのでご提出ください。また、確認申請書類とあわせて、児童福祉法第34条12の規定により、一時預かり事業開始届出を市へご提出ください。
8	様式0	全類型	様式0について、申請ごとに添付する必要がありますか。 ※添付資料一覧表では、それぞれの申請に添付しなければいけないように記載されています。	それぞれの申請で添付する必要はありません。複数の申請がある場合は、様式0(1枚のみ)に各事業等の申請書を別紙として添付してください。

9	様式0	全類型	①代表者 ②担当者について、それぞれの職員が該当するのですか。	①法人代表者(理事長など)が該当します。 ②担当者については、事務担当者等(確認申請関連の処理対応を行う職員)が該当します。
10	様式2	認可外保育施設	2(5)職員の配置 ②保育従事者 常勤換算後の人数について、「1日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入」とあるが、例えば常勤勤務時間が7時間の場合も8で除さなければならないのでしょうか。	事業所で定められた常勤勤務時間数で除した常勤換算後の人数をご記入ください。(例:常勤勤務時間が7時間の場合は7で除す)
11	様式2	認可外保育施設	職員の研修受講状況について、児童福祉法第6条3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児が5人以下の施設は必ず記入とありますが、これはどちらか片方に該当すれば記入しなければならないのでしょうか。また、どちらにも該当しない場合は、記入不要かつ研修を受講したことが分かる資料も添付不要でしょうか。	どちらか片方でも該当する場合は必ずご記入ください。どちらにも該当しない場合は、記入は必須ではありませんが、研修を受講したことが分かる資料は必ずご提出ください。
12	様式3	認定こども園 幼稚園	2.運営に関する事項:預かり保育事業の利用児童数及び職員配置について、①預かり保育利用児童数②配置職員数③基準に基づく配置職員数④在籍園児数について、それぞれ記入方法を教えてください。	①令和元年(2019年)10月1日時点の定員数をご記入ください。 ②令和元年(2019年)10月1日時点の配置予定人数をご記入ください。(常勤・非常勤の別は問いません。) ③まず、小計について小数点第二位を切り捨てた数値を算出いただき、合計したうえで小数点第一位を四捨五入した数値をご記入ください。 ④申請日時点の在籍園児数をご記入ください。
13	様式3	認定こども園 幼稚園	3.事業の実施状況(1)預かり保育事業の実施時間について、通常の土曜日と長期休業日の土曜日、それぞれの欄に預かり時間を入力したらよいですか。	通常の土曜日につきましては、休日の欄へ記載お願いします。 長期休業日の土曜日につきましては、長期休業日の欄へご記載ください。
14	様式3	認定こども園 幼稚園	3.事業の実施状況(2)預かり保育事業の年間実施日数は、どの期間で算出すればいいですか。	平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までで算出してください。
15	様式4	認定こども園 民間保育所	2.運営に関する事項(1)職員の定数及び職務の内容の記載について、いつの日時を起点としますか。	原則として、令和元年10月1日時点の情報(見込)をご記入ください。未定の場合は提出時点の情報で記載可とします。
16	必要書類	認定こども園、保育所、幼稚園(施設型給付)	担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修終了の有無が分かるもの)について、何か根拠となる書類を提出する必要がありますか。	名簿に、資格及び担当者ごとに受講済みの研修をご記載ください。根拠書類のご提出は不要です。

17	必要書類	認定こども園、保育所、幼稚園(施設型給付)	担当職員の名簿(職員の氏名及び資格・研修終了の有無がわかるもの)について、受けた研修はすべて記入しなければならないのでしょうか。	主なものを1~2個程度ご記入ください。
18	必要書類	認可外保育施設	研修を受講したことが分かる書類について、どのようなものが必要か具体的に教えてください。また、受講したことを証明する書類がない場合はどうすればよいですか。	基本的には研修修了証、受講完了証などが必要です。なお、研修修了証、受講完了証がない場合は、研修資料や研修申込書に「誰が」、「いつ」、「どのような研修を受講したか」を記載し、設置者(代表者)の署名押印のうえ、ご提出ください。
19	必要書類	認可外保育施設	研修を受講したことが分かる書類について、受けた研修すべての書類を提出する必要があるのでしょうか。それとも提出対象となる研修は決まっていますか。	社内・社外研修いずれも対象になります。対象の研修については、指導監査の立ち入り検査時に確認するものと基本的には同様です。
20	必要書類	認可外保育施設(届出除外施設)	認可外保育施設の必要書類に「基準を満たす旨の証明書」がありますが、届出除外施設のため証明書が発行されていません。代わりとなる書類の提出は必要ですか。	現在の運用では、院内保育施設は届出免除施設のため、証明書の発行は行っていません。そのため、証明書の添付は不要です。したがって、基準への適合状況を説明する書類の写しをご提出ください。
21	必要書類	全類型	返信用封筒は各申請ごとに用意しなければならないのですか。	1施設1つご用意ください。 ※1施設で複数申請がある場合でも、封筒は1つで結構です。
22	必要書類	全類型	複数の申請がある場合、重複する必要書類についても申請ごとに提出しなければならないのでしょうか。	重複する書類につきましては、1施設で1部提出いただければ問題ございません。
23	必要書類	全類型	登記事項証明書について、①履歴事項全部証明書(法人の過去の履歴が確認できるもの)②現在事項証明書(法人の現在の状態のみを示すもの)どちらが必要ですか。	①履歴事項全部証明書をご提出ください。